

■個人番号（マイナンバー）の取り扱いについて（※平成28年1月～）

窓口等で申請していただく際に個人番号を記載していただくにあたり、本人確認及び代理権の確認として、番号確認と身元確認等が必要になります。

個人番号がわからない場合は空白でも申請を受け付けできます。その場合でも代理権の確認、身元確認等は必要となりますので、下記書類をご持参ください。

申請者	番号確認	身元確認	
本人	<p>【 個人番号カードをお持ちの場合は、番号、身元確認が可能です 】</p> <p>通知カード または 個人番号付きの住民票(写しも可) 等</p>	<p>運転免許証 または パスポート</p> <p>または</p> <p>官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示などの措置が施され、保険者が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）など</p> <p>※上記が困難な場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上</p>	<p>【注意】 郵送にて申請していただく場合は、書類又はその写しが必要になります。</p> <p>【問い合わせ先】 高齢介護課 電話:072-893-6400(代表)</p>
申請者	代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
代理人 (家族、法定代理人等)	<p>法定代理人の場合：戸籍謄本その他その資格を証明する書類</p> <p>任意代理人の場合：委任状（申請書の裏面）</p> <p>※上記が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証や健康保険証など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして保険者が適当と認める書類</p>	<p>代理人の個人番号カード</p> <p>または</p> <p>代理人の運転免許証</p> <p>または</p> <p>官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示などの措置が施され、保険者が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）など</p> <p>※上記が困難な場合は、代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類を2つ以上</p>	<p>本人の個人番号カード(写しも可)</p> <p>または</p> <p>本人の通知カード(写しも可)</p> <p>または</p> <p>本人の個人番号付きの住民票(写しも可)</p>

申請者以外の方が申請書を提出される場合は中身が見えないように封筒に入れてきていただくか、申請者からの委任状が必要になります。

封筒に入れて提出いただく場合は申請者の身元確認書類（コピー可）（代理人の場合は代理権の確認も含む）、委任状をつけていただく場合は窓口に来られる方の身元確認書類が必要です。